

◆工事請負契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）平成30年度第4四半期分

整理番号	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由書 (随意契約理由書番号)
1	舞洲工場焼却・破碎設備中間点検整備工事	09C清掃施設工事	舞洲工場	日立造船(株)	69,768,000	平成31年1月10日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
2	平野工場焼却設備整備工事	09C清掃施設工事	平野工場	J F E エンジニアリング(株)	272,484,000	平成31年1月21日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
3	住之江工場屋上防水一部改修工事	09C清掃施設工事	住之江工場	(株)鴻池組	5,400,000	平成31年1月21日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
4	北港処分地 廃水浄化設備復旧工事	09C清掃施設工事	北港処分地	メタウォーター(株)	43,200,000	平成31年2月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
5	舞洲工場 1号炉ボイラー設備緊急補修工事	09C清掃施設工事	舞洲工場	日立造船(株)	10,260,000	平成31年2月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号	K 6, K 9
6	八尾工場 搬入物検査設備整備工事	09C清掃施設工事	八尾工場	(株)タクマ	9,612,000	平成31年2月8日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
7	平野工場クレーン設備整備工事（その2）	09C清掃施設工事	平野工場	富士ホイスト工業(株)	8,748,000	平成31年2月8日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
8	鶴見工場 2号炉燃焼火格子駆動用油圧シリンダーほか修繕	09C清掃施設工事	鶴見工場	日立造船(株)	1,317,600	平成31年2月15日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
9	西淀工場焼却設備中間点検整備工事（その2）	09C清掃施設工事	西淀工場	(株)タクマ	27,864,000	平成31年2月22日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
10	八尾工場クレーンバケット整備工事	09C清掃施設工事	八尾工場	(株)福島製作所	15,660,000	平成31年2月27日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
11	鶴見工場 1号炉燃焼段落緊急復旧工事	09C清掃施設工事	鶴見工場	日立造船(株)	4,644,000	平成31年2月28日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号	K 6, K 9

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場焼却・破碎設備中間点検整備工事

2 契約相手方

日立造船(株)

3 隨意契約理由

今回整備工事を行う舞洲工場焼却・破碎設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却・破碎処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却・破碎設備は、日立造船(株)において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却・破碎設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 舞洲工場
(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場焼却設備整備工事

2 契約の相手方

J F E エンジニアリング（株）

3 随意契約理由

今回整備工事を行う平野工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、J F E エンジニアリング（株）において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した J F E エンジニアリング（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 平野工場
(電話番号 06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

住之江工場屋上防水一部改修工事

2 契約の相手方

株式会社鴻池組

3 隨意契約理由

本工事は、平成 30 年 9 月 4 日の台風 21 号の影響により住之江工場のごみピット及びプラットホーム屋上に施工された防水が損傷したため、応急的な防水工事を行うものである。

住之江工場においては、平成 27 年度末に休止し、現在の建物を活用し、内部設備の更新を行うこととしており、本年 9 月 6 日には住之江工場更新工事の契約締結を行い、現在、受注者により設計業務を実施しているところである。

当該更新工事において、本工事の施工対象箇所の防水工事も行うこととしているが、今回の台風被害の影響について、当該更新工事の受注者であるタクマ・鴻池特定建設工事共同企業体で検討を進めた結果、防水工事の施工を実施するのは、工事工程上、数年先であり、その間、屋上からの雨水の侵入により、屋上の A L C や受金物、工場内の内装が損傷する恐れがあると判断された。又、今回の防水の損傷は、当該更新工事の契約締結前に発生したものであり、これに係って雨水の侵入により損傷が発生した場合、契約条件（施設の状況）が大幅に変わることとなり契約上、支障が生じることになる。そのため、早急に対応する必要がある。

今回の応急的な防水工事の施工にあたり、現在、住之江工場は、すでに当該更新工事の受注者であるタクマ・鴻池特定建設工事共同企業体が施設の管理を行っているため、今回の工事についても、当該更新工事の受注者である共同企業体の構成企業で、建築工事を担当する株式会社鴻池組で実施することが適当である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合施設部建設企画課（電話番号 06-6630-3381）

随意契約理由書

1 案件名称

北港処分地 廃水浄化設備復旧工事

2 契約の相手方

メタウォーター（株）

3 隨意契約理由

今回、工事を行う北港処分地（夢洲1区）廃水浄化設備は、有機汚濁物質を分解する微生物の働きを促すため、原水中に酸素を供給する設備であり、24時間連続で稼働していたものの、平成30年9月の台風21号の影響により、浄化設備本体の損傷、脱落及び給電ケーブルの損傷が発生し、運転が不可能な状態となっている。

北港処分地廃水浄化設備は、（株）栗本鐵工所が独自の技術により一括責任施工で竣工したものである。本工事については北港処分地の海面最終処分場が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本整備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した（株）栗本鐵工所であるが、現在、（株）栗本鐵工所は、メンテナンス部門を担当していた同社の連結子会社（株）クリモトテクノスとともに、平成21年7月に環境事業をメタウォーター（株）へ事業譲渡契約している。よって本整備工事ができる業者はメタウォーター（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合施設管理課
(電話番号 06-6630-3358)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場 1号炉ボイラー設備緊急補修工事

2 契約の相手方

日立造船（株）

3 隨意契約理由

舞洲工場ボイラー設備はごみの焼却熱を吸収し、蒸気タービン発電機などに利用する高圧蒸気を発生させる設備である。

今回、ボイラー設備が故障していることから、炉の運転が不可能な状況となっており、速やかな機能の復旧が必要なため緊急的に補修工事を行うものである。

当組合の焼却工場については炉停止を伴う定期整備を計画的に行っており、可及的速やかに補修工事を行い焼却炉の運転を再開しなければ、ごみピットの貯留容量が限界を超えることが予測され、ごみの収集業務に支障を及ぼす可能性があり、ごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあることから、早急な復旧が必要である。

本設備は、日立造船（株）において独自の技術により設計・施工したものである。本工事については、本設備の特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であるため、本設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能である。また、工事後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 舞洲工場
(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場 搬入物検査設備整備工事

2 契約の相手方

(株) タクマ

3 隨意契約理由

八尾工場搬入物検査設備は、搬入される一般廃棄物を同設備に展開し、搬入不適物が無いかの検査を行った後ごみピットへ搬送する設備である。

今回、整備工事については、ごみの汚汁を頻繁に清掃することによる腐食及び機械的な運動により摩耗している消耗部品を交換し、搬入物検査設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の搬入物検査設備は、(株) タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については搬入物検査設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した (株) タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 八尾工場
(電話番号：072-923-4226)

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場クレーン設備整備工事（その2）

2 契約相手方

富士ホイスト工業（株）

3 隨意契約理由

今回整備工事を行う平野工場クレーン設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼動している。

クレーンを構成する機器や部材は、連続的な稼働により摩耗しやすい状況の下にあり、消耗部品や機器等を定期的に整備・交換することにより、適正な維持管理を図るものである。

当工場のクレーン設備は富士ホイスト工業（株）において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事においてクレーン設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した富士ホイスト工業（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 平野工場

（電話番号06-6707-3753）

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見工場 2号炉燃焼火格子駆動用油圧シリンダーほか修繕

2 契約の相手方

日立造船（株）

3 隨意契約理由

本修繕は、当工場の2号炉燃焼火格子駆動用油圧シリンダーの油漏れ及び2号N o. 8定置回転型ストートプロワチューブの穴明きが生じたため修繕を行うものである。

当工場の焼却設備は日立造船（株）独自の技術により一括責任にて設計施工したものであり、本修繕については、設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の設備を設計・施工した会社以外では、本修繕に対して整備技術の対応が不可能であり、修繕後の設備の性能、作動状態などについて保証することができないことから、本修繕に対して一貫した責任を持たせることができる業者は日立造船（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 鶴見工場

（電話番号06-6912-4700）

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場焼却設備中間点検整備工事（その2）

2 契約の相手方

（株）タクマ

3 随意契約理由

今回施工する西淀工場焼却設備中間点検整備工事（その2）は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の整備である。

本施設は、24時間連続で稼働しており、各設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況にあることから、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、（株）タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した（株）タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合
西淀工場 （電話番号 06-6472-3000）

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場クレーンバケット整備工事

2 契約の相手方

(株)福島製作所

3 隨意契約理由

今回整備工事を行う八尾工場じん芥クレーンバケットは、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う設備であり、24時間連続で稼動している。

また、八尾工場灰クレーンバケットは、灰ピット内の焼却残渣、捕集灰処理物等を排出するクレーン設備である。

設備を構成する機器や部材は、機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、じん芥クレーンバケット及び灰クレーンバケットの適正な維持管理を図るものである。

当工場のじん芥クレーンバケット及び灰クレーンバケットは(株)福島製作所において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事においてクレーンバケットが有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した(株)福島製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 八尾工場（電話番号 072-923-4226）

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見工場1号炉燃焼段落緊急復旧工事

2 契約相手方

日立造船（株）

3 随意契約理由

当工場の1号炉燃焼段落の脱落により焼却炉の運転が不可能な状況となっており、早期に焼却炉の運転を開始しなければ、ごみ処理計画に支障をきたし、ごみ処理事業の円滑な遂行に支障をきたす恐れがあるため緊急復旧工事を行うものである。

当工場の炉体は日立造船（株）独自の技術により一括責任にて設計施工したものであり、本工事については、炉体が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならぬ。このような条件を満たすためには、当工場の炉体を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、工事後の設備の性能、作動状態などについて保証することができないことから、本工事に対して一貫した責任を持たせることができる業者は日立造船（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 鶴見工場

（電話番号06-6912-4700）